

東京電力株式会社

取締役社長 西 澤 俊 夫 殿

## 要 請 書

原発事故の被災中小企業者に対する適正な補償  
について

平成23年10月13日

福島県商工会連合会 会長 田 子 正太郎

福島県商工会議所連合会 会長 瀬 谷 俊 雄

福島県中小企業団体中央会 会長 新 澤 昌 英

# 原発事故の被災中小企業者に対する適正な補償について

## (要請書)

原発事故による被害は、避難等対象地区の中小企業者のみならず、福島県の全域に及んでおり未だに収まる状況にない。

原発避難等地区の中小企業者は、7ヶ月に及ぶ不自由な避難生活を強いられ、帰宅の目途すら立たず、未だに事業再開の見通しも立たない厳しい状況が続いている。

一方、県内全域に被害が出ている風評被害や間接被害は、収まるどころか、宿泊客のキャンセルや放射性物質への根強い警戒感から予約控えが後を絶たないなど、今なおその被害は拡大する傾向にあり、被害の長期化に伴って事業経営が危機的状況にある。

このたび、東京電力株式会社では、本賠償の受付を始めたところであるが、それらに示された賠償の支払い基準は、東京電力の一方的な考え方に基づいた支払い基準も多く、被災中小企業者の立場に立った十分な賠償基準とは言い難く、満足できるものではない。

については、下記の点について損害賠償の支払い基準の見直しを行うとともに、既に本請求が行われた中小企業者に対しては、速やかに追加的賠償を行うことを強く求める。

1. 営業損害に対する逸失利益計算の見直し及び修正について
2. 本県観光業の風評被害に係る補償基準の見直し及び原発事故以外の要因による落ち込み率の引き下げ等について
3. 財物に対する賠償補償の早期実施について
4. 本賠償に係る相談体制の強化について
5. 本賠償に対する被災事業所等への周知徹底について

## 記

### 1. 営業損害に対する逸失利益計算の見直し及び修正について

東京電力による本賠償請求書類の営業損害に係る逸失利益の計算において、経費中の変動費を直近の確定申告書等から機械的に転記し、過去の実績の全額を逸失利益から減額するものとなっているが、原子力損害賠償紛争審査会が示した中間指針で、逸失利益から控除する費用に販売及び一般管理費が含まれるとしたことは、「本件事故により負担を免れた費用」を控除するという趣旨であり、過去の確定申告書等に掲載されている変動費の全てを控除するということではないと解される。

このことから、東京電力の補償金請求書類（「ご案内」を含む）の記述は明らかな誤りであり、負担を免れたか否かを基準として被災事業者が作成提出した請求書類については、その全額を補償するよう強く求める。

また、被災事業者が請求書を作成するにあたり同資料により誤って作成し、損害賠償額が過少となる不利益が生じないよう、速やかに同申請書類等の修正を行うとともに、修正等の周知を強く求める。

### 2. 本県観光業の風評被害に係る補償基準の見直し及び原発事故以外の要因による落ち込み率の引き下げ等について

観光業の風評被害に対する補償基準で、原発事故以外の要因による落ち込み率を一律20%と定めているが、原発事故発生県である福島県と茨城県、栃木県及び群馬県とでは、放射能汚染に対する警戒心が比較にならないほどで、本県を敬遠する気持ちは極めて根強い状況にある。

このように、風評被害の程度や風評被害の払拭までに要する期間には、明らかに他の県との相違があるにもかかわらず、原発事故以外の要因による落ち込み率を同一基準で適用するという点については、被災県である本県の被害実態に即した補償基準とは言い難い。

ついては、本県が原発事故発生県ということをも十分勘案した原発事故以外の要因による落ち込み率の見直しを強く求める。

さらに、原発事故以外の要因による落ち込み率（20%）を実際の売上減少率から直接差し引くという考え方は、とりもなおさず売上減少率20%以下の被災中小企業の切り捨てにほかならない。

原発事故に起因する風評被害は本県全土に及んでいるが、被災企業の中には、一刻も早い原発事故（風評被害）からの復興のために、最大限の努力を積み重ねて、結果として、売上の減少率を20%程度に抑えられたという企業は少なくない。地震・津波による被害を一律20%として売上減少率から差し引くことは、このように風評被害と真正面から向き合っ事業の存続・維持に精魂傾けている企業にとっては、全く納得できる基準ではない。

については、原発事故以外の要因による落ち込み率の引き下げと自助努力により減少率を引き下げた企業が救済されるような補償基準とすることを強く求める。

### 3. 財物に対する賠償補償の早期実施について

避難等地区の中小企業者が保有する土地、建物、機械、設備等の財物の多くは、放射性物質に汚染され避難等地区内に放置されたままになっており、それらは、放射性物質による汚染と長期間の放置により、その財物の本来機能や価値が喪失若しくは減少している状況にある。

東京電力では、警戒区域等の解除がされていないことを理由としてこれらの財物に対する補償基準は示していないが、9月30日に政府による緊急時避難準備地域の解除が行われたことに伴って、今後避難地区等の一部で帰宅が実現し、事業再開を行おうとする企業が増えることが予想される。

しかしながら、放射性物質に汚染された財物に対する損害賠償に対する基準等が示されず、損害賠償の見通しが全く立たない中では、新たな設備投資や事業の再開計画等を立てることは極めて難しい状況にある。

については、被災中小企業の一日でも早い復旧・復興のため、被災中小企業者の財物の損害賠償に対しては、その全てを対象として、速やかに賠償補償が開始されることを強く求める。

#### 4. 本賠償に係る相談体制の強化について

我々経済三団体では、原発被災中小企業に対する仮払い補償の申請時から、コラッセふくしま内に相談室を設けて、被災中小企業者に対する支援体制を強化してきたところであり、このたびの本賠償においても相談窓口の設置を東京電力に要望し、窓口設置に向けた環境整備に努めてきたところである。

しかしながら、東京電力から先頃発表された賠償相談窓口では、避難先市町村などの既設の相談窓口に加えて、新たに4カ所の窓口を追加設置したものの、コラッセふくしまへの窓口設置は含まれておらず、当面設置の予定がないとしている。

については、経済三団体傘下の被災中小企業者等への損害賠償に係る相談体制を強化する観点からコラッセふくしま内に相談窓口を設置するよう改めて強く求める。

#### 5. 本賠償に対する被災事業所等への周知徹底について

このたびの東京電力による本賠償の開始にあたっては、既に東京電力に対して一次仮払いの請求を行った事業者や賠償等に関する問い合わせ等を行った事業者等に対して、請求書類等の発送が行われたと仄聞しているが、避難等対象地区の中小企業者や風評被害・間接被害の影響を受ける中小企業者は、本県全土にわたり、その数は8万社を超えるものと予想される。

このような中で、本賠償に対する被災事業所等への周知について、経済三団体傘下の会員又は組合員に対する周知の手段はあるものの、県外避難者や多くを占める非会員等への周知は、十分に行えない状況にある。

については、東京電力として福島県内の被災事業者はもとより全国に避難している事業者に対し、本賠償の実施や請求等についての周知を定期的かつ相当期間継続して行うことを強く求める。